

奥州市集会施設整備費補助金の事務手続きフロー

	市	申請者(町内会等)
前年度	② 事前審査 ←----- ③ 交付申請書の提出について通知 →	① 事前相談・要望 【提出書類】 ・要望調査票 ・見積書の写し ・現況写真 ・総会資料ほか
事業年度	⑤ 申請受理、内容審査 ←----- ⑥ 現地確認 工事前の状況確認 ⑦ 補助金交付決定 → 交付決定指令書の送付 内容審査 ←----- 承認通知 → ⑩ 完了検査 ←----- 工事の完了を現地確認 ⑪ 補助金の交付 → ⑭ 領収書の写しを受領 ←-----	④ 補助金の交付申請 <u>工事開始予定日の 30 日前まで</u> 【提出書類】 ・交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・見積書の写し ・平面図の写し ・団体の通帳の写し ⑧ 事業の実施 年度内に⑭まで完了すること ※必要に応じて 変更承認申請 <u>変更事由が生じた日から 14 日以内</u> 【提出書類】 変更承認申請書ほか ⑨ 事業の完了、補助金の請求 <u>工事完了日から 14 日以内</u> 【提出書類】 ・交付請求書 ・事業実績書 ・収支精算書 ・完成届 ・完成写真 ・完成平面図 ・経費の請求書の写し ⑫ 補助金の受領 ⑬ 施行業者へ支払後、領収書の写しを提出 【提出書類】 ・領収書の写し

【年度途中の採択について】

予算残額に応じて、追加採択を行うことは可能。

その場合は原則、受付順により補助対象者を決定するが、1番目の団体の補助金額が予算残額を超える場合、または辞退した場合は、2番目の団体というように順次採択する。